

まるっとガス料金表

1 対象となるお客さま

東京瓦斯株式会社が定める託送供給約款の供給区域のお客さまで、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

- (1)ガス需給約款 2（対象となるお客さま）に定めるお客さまであること。
- (2)当社が、当社の定める方式により、この主契約料金表により算定されたガス料金を請求できること。

2 まるっとガス料金

ガス料金は、別紙「まるっとガス料金表」に定める基本料金および従量料金の合計といたします。

ただし、従量料金は、別表第 1（原料費調整）1(1)によって算定された平均原料価格が 57、250 円を下回る場合は、別表第 1（原料費調整）1(4)によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、別表第 1（原料費調整）1(1)によって算定された平均原料価格が 57、250 円を上回る場合は、別表第 1（原料費調整）1(4)によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

3 日割計算

(1)当社は、(2)の規定により料金の日割計算を行う場合を除き、1 料金算定期間を「1 か月」として料金を算定いたします。

(2)当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が 36 日以上になった場合を除きます。

イ検針日もしくは当社が検針を必要と認めた日から、次の検針日の前日もしくは当社が検針を必要と認めた日の検針日の前日までの期間が 24 日以下または 36 日以上となった場合

ロ新たにガスの使用を開始した（お客さまの申し込みにより、ガスメーターを開栓した日をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し開栓する場合、ガス需給約款 25（供給の制限等の解除）の規定によるガス供給の再開の場合およびスイッチングによる場合を除きます。）場合で、料金算定期間が 29 日以下または 36 日以上となった場合

ハガス需給約款 24(2)（供給または使用の制限等）、ガス需給約款 30（需給契約の廃止）またはガス需給約款 31(2)（解除等）の規定により、ガスの供給の制限等または終了等を行い、かつ、当該制限等または終了等を行った日が検針日でない場合で、料金算定期間が 29 日以下または 36 日以上となった場合

ニガス需給約款 30(1)（解除等）の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が 29 日以下または 36 日以上となった場合（ガス需給約款 31(1)（解除等）により、供給停止に伴う検針とガス需給約款 25（供給の制限等の解除）による、供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）

ホガス需給約款 25（供給の制限等の解除）の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が 29 日以下または 36 日以上となった場合（ガス需給約款 31(1)（解除等）により、供給停止に伴う検針とガス需給約款 25（供給の制限等の解除）による、供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）

ヘガス需給約款 24（供給または使用の制限等）の規定によりガスの供給を中止したまたはお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。

(3)当社は、(2)イからホまでの規定により料金の日割計算をする場合は、別表第 2－1（料金の日割計算(1)）によります。

(4)当社は、(2)への規定により料金の日割計算をする場合は、別表第 2－2（料金の日割計算(2)）によります。

(5)当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

4 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

この主契約料金表による供給ガスにおける熱量、圧力、燃焼性は、次のとおりといたします。

なお、供給ガスは、燃焼性によって類別されており、この主契約料金表による供給ガスの類別は 13Aであるため、13Aとされているガス機器が適合いたします。

熱量標準熱量……………45 メガジュール

最低熱量……………44 メガジュール

圧力最高圧力……………2.5 キロパスカル

最低圧力……………1.0 キロパスカル

燃焼性 最高燃焼速度……………47

最低燃焼速度……………35

最高ウォッベ指数……………57.8

最低ウォッベ指数……………52.7

5 その他

その他の事項については、ガス需給約款に定めるところによるものといたします。なお、この主契約料金表の各用語の定義は、別段の定めが無い限り、ガス需給約款の定めに従うものとします。

附則（実施期日）

この主契約料金表は、令和元年 11 月 15 日から実施いたします。

別紙料金表

使用量が 20 立方メートルまでの場合には料金表 A を、使用量が 20 立方メートルをこえ、80 立方メートルまでの場合には料金表 B を、使用量が 80 立方メートルをこえ、200 立方メートルまでの場合には料金表 C を、使用量が 200 立方メートルをこえ、500 立方メートルまでの場合には料金表 D を、使用量が 500 立方メートルをこえ、800 立方メートルまでの場合には料金表 E を、使用量が 800 立方メートルをこえる場合には料金表 F を、それぞれ適用いたします。

■まるっとガス料金表

(1)料金表 A

イ基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	759 円
---------	-------

ロ従量料金

1 契約につき	145 円 31 銭
---------	------------

(2)料金表 B

イ基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1,056 円
---------	---------

ロ従量料金

1 契約につき	130 円 46 銭
---------	------------

(3)料金表 C

イ基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1,232 円
---------	---------

ロ従量料金

1 契約につき	128 円 26 銭
---------	------------

(4)料金表 D

イ基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1,892 円
---------	---------

ロ従量料金

1 契約につき	124 円 96 銭
---------	------------

(5)料金表 E

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	6,292 円
---------	---------

ロ 従量料金

1 契約につき	116 円 16 銭
---------	------------

(6)料金表 F

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	12,452 円
---------	----------

ロ 従量料金

1 契約につき	108 円 46 銭
---------	------------

別表第 1（原料費調整）

1 原料費調整額の算定

(1)平均原料価格

1 トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均原料価格は、10 円単位とし、10 円未満の端数は、1 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 L N G 価格

B = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 L P G 価格

$$\alpha = 0.9479$$

$$\beta = 0.0546$$

(2)原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 1 トン当たりの平均原料価格が 57、250 円を下回る場合

$$\text{原料費調整単価} = (57,250 \text{ 円} - \text{平均原料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 1 トン当たりの平均原料価格が 57、250 円を上回る場合

$$\text{原料費調整単価} = (\text{平均原料価格} - 57,250 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

なお、原料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、イによって算定する場合は切り上げ、ロによって算定する場合は切り捨てます。

(3) 原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

(4)原料費調整額

原料費調整額は、その 1 月の使用量に(2)によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均原料価格が 100 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 立方メートルにつき 8 銭 1 厘

3 原料費調整単価等のお知らせ

当社は、1(1)の各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 L N G 価格、
1 トン当たりの平均 L P G 価格および 1(2)によって算定された原料費調整単価を当社所定の方法にてお知らせいたします。

別表第 2－1（料金の日割計算(1)）

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別紙料金表のいずれの料金を適用するかは、料金算定期間の使用量に 30 を乗じ、次の日割計算日数で除した 1 か月換算使用量によります。

(1)日割計算後基本料金

基本料金×日割計算日数/30

<備考>

- イ 基本料金は、別紙料金表における基本料金とします。
- ロ 日割計算日数は、料金算定期間の日数とします。
- ハ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨てとします。

(2)従量料金

この別紙料金表に定めるとおりの従量料金といたします。

別表第 2－2（料金の日割計算(2)）

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別紙料金表のいずれの料金を適用するかは、料金算定期間の使用量に 30 を乗じ、30 から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した 1 か月換算使用量によります。

(1)日割計算後基本料金

基本料金×（30－供給中止期間の日数）/30

<備考>

- イ 基本料金は、別紙料金表における基本料金とします。
- ロ 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給開始の日までの日数とします。ただし、31 日以上の場合は 30 日とします。
- ハ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨てとします。

(2) 従量料金

この別紙料金表に定めるとおりの従量料金といたします。